

退職金引下げの 1 月 1 日実施は撤回！ — 教員の退職金は 63 歳で確定済み を認める —

12 月 20 日、法人は職員組合に対して、H25 年 3 月 31 日定年退職の教員については退職金を減額しない、すなわち、**定年延長時の 63 歳時点で退職金の調整率が計算されると回答**しました。あわせて、職員を含めた調整率の引き下げについては**H25 年 1 月 1 日実施を延期し、その実施時期は未定であると回答**しました。全教職員に向けて学長が発信した退職金減額に関するお願い（12 月 10 日付メール「退職手当支給基準の改定について」）が事実上、一旦撤回されることを意味しています。

法人側は、職員組合との 3 度の事前協議と団体交渉の中で、退職金削減については議論の余地がないという態度をとってきました。組合としては、大学教職員は公務員ではないこと、「みなし公務員」であったとしても労働契約法や労働基準法の適用を受けること、それに基づけば減額の行為自体や、1 月 1 日実施を強行することも違法であることを主張しました。もし、文科省がそれを要請してくるのであれば、国が違法行為を強いることになるのだから、大学として抗議する必要があることも伝えました。しかし、法人側は「理屈としてはそうだが、国費が 7 割入っているのだからそれは通用しない」「退職金の原資として支給される特殊要因経費が絞られるのだからどうしようもない」と答え、文科省には抗議はせず、問い合わせだけはしていると回答しました。そして、本学の対応の正当性を裏付けるように、神戸大学への問い合わせ結果を紹介し、先方でも同じように対応すると説明しました。

しかし、結果的に法人側の説明が誤っていたことが、組合側の調査で判明しました。神戸大学では 63 歳で退職金が確定している教員については減額せず、京都大学でも教員の定年退職者に対する退職金減額は実施されません。また、神戸大学では調整率引下げの実施は H25 年 2 月 1 日に延期され、京都大学では退職予定者に対して、個別の説明と対応が実施されています。意図的ではなかったにせよ、法人側の調査が不十分で、組合側に誤った情報を提示していたこととなります。

組合が神戸大学等の情報を法人側に提示した後、法人は文科省にも改めて問い合わせた模様で、平成 25 年 3 月末退職の教員に対して減額なしで問題ないことを知り、一転方針転換を迫られることになっています。また、他大学の事例から、1 月 1 日実施の対応にも問題があると知ったのではないかと思います。

なぜ、他大学と本学でこのように対応に差が出たのか、法人側に説明を求めていきたいと思えます。経費削減だけが念頭にあって、違法性について考えが及ばないということは、研究教育機関として恥ずべきことだと思われまます。今年度 3 月末退職の職員への誠意ある説明と対策や、平成 25 年度以降の退職金削減の問題について、引き続き交渉を続けてまいりたいと思えます。